



辰野町第五次総合計画

基本構想

平成 28 年度（2016 年度）～ 平成 32 年度（2020 年度）



序章 総合計画の位置づけ

1) 総合計画について

町の行政は、町民の参画を得て策定した総合計画を基本として進めています。この計画は、まちづくりの最も基本となる計画とも言えます。

辰野町では、昭和42年（1967年）に「辰野町開発促進計画」（最初の総合計画にあたります）を策定以来、昭和55年（1980年）に第二次、平成3年（1991年）に第三次、平成13年（2001年）に第四次、平成23年（2011年）に第五次の辰野町総合計画を策定してきました。

総合計画の内容は、行政主体で取り組む施策はもちろん、町民、地域、事業者（企業）、団体等が、協働で取り組む施策も含めたまちづくり全般にわたる施策が定められています。

2) 総合計画の構成及び期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」から構成されています。それぞれの役割は次のとおりです。

①基本構想

基本構想は、目指すまちの「将来像」を明確にし、それを実現するための「将来目標」、「政策」の基本的な考え方を示し、また、まちづくりを進めるうえでの指針となる「まちづくりの合い言葉」、「取り組み目標」、そして17区ある行政区の「地域別取り組み目標」を示した長期的なまちづくりの構想です。

第五次総合計画の基本構想の計画期間は平成23年度（2011年度）を初年度として、平成32年度（2020年度）までの10年間を計画期間と定めています。しかし、計画期間の折り返し年を迎え、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の本格化など、この間の社会状況の変化は予想以上に激しく、時代の大きな転換期を迎え基本構想の一部の見直しを行いました。

②基本計画

基本計画は、基本構想で定めた「将来像」と「目標」、「政策」を具体化するために「施策」の基本方針、具体的な取り組みを体系的に定めた中期的な計画です。

計画期間は、基本構想の計画期間10年を前半5年と後半5年に分け、平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）を前期、平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）を後期としています。今回策定された計画は「辰野町第五次総合計画後期基本計画」と呼びます。

また、今回策定した計画では、後期の期間に重点的、集中的に取り組む「重点プロジェクト」を位置づけ、平成26年度（2014年度）に17区で実施した「よりあい会議」で策定された「地域計画」を基本計画の中に位置づけています。

③実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を実現するため、具体的な事務事業や財源を明らかにした短期的な計画です。毎年度の予算編成及び実施事業の指針とするものです。計画期間は3年間とし、毎年見直しを行います。

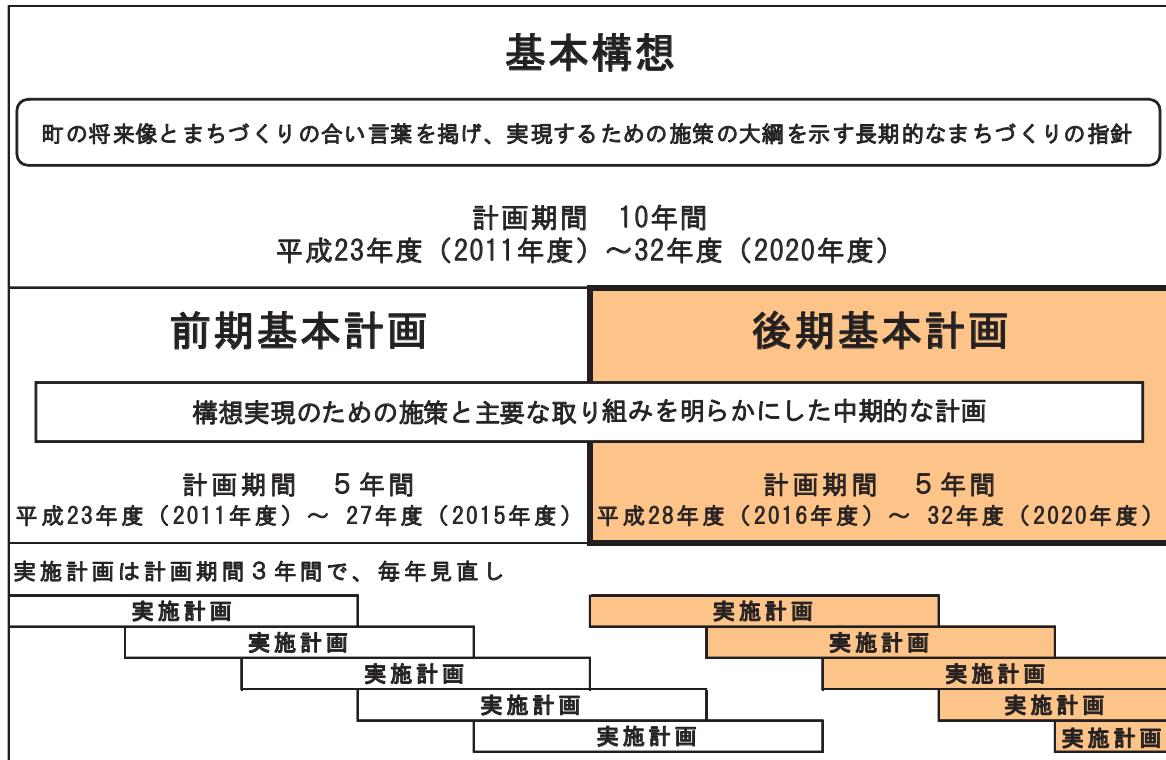


3) 総合計画と個別計画との関係

国土利用計画（第二次辰野町計画）、辰野町環境基本計画、辰野町都市計画マスタープラン等総合計画以外に、町が定める計画があります。

これらの計画は、各施策に関連した国・県の政策や法令等に基づき、策定が義務づけられたものや、施策をより迅速に推進する必要がある等の理由から定められたものです。各計画とも、総合計画の下位計画として位置づけるなかで、各施策をより円滑に推進するものとして運用します。

4) 総合計画の構成図



5) 総合計画の評価・進行管理

第五次総合計画後期基本計画の活動及び成果の評価は、P D C Aサイクルによる毎年度の検証としての事務事業評価を始めとした行政評価を活用して行います。第五次総合計画後期基本計画の主要な取り組みと行政評価の事務事業の整合を図り、後期基本計画のまちづくりの指標と事務事業評価の活動指標・成果指標を極力一致させ、数値による活動の進捗度・成果の達成度の把握、確認を行います。



第1章 社会状況の変化と辰野町の現状と課題

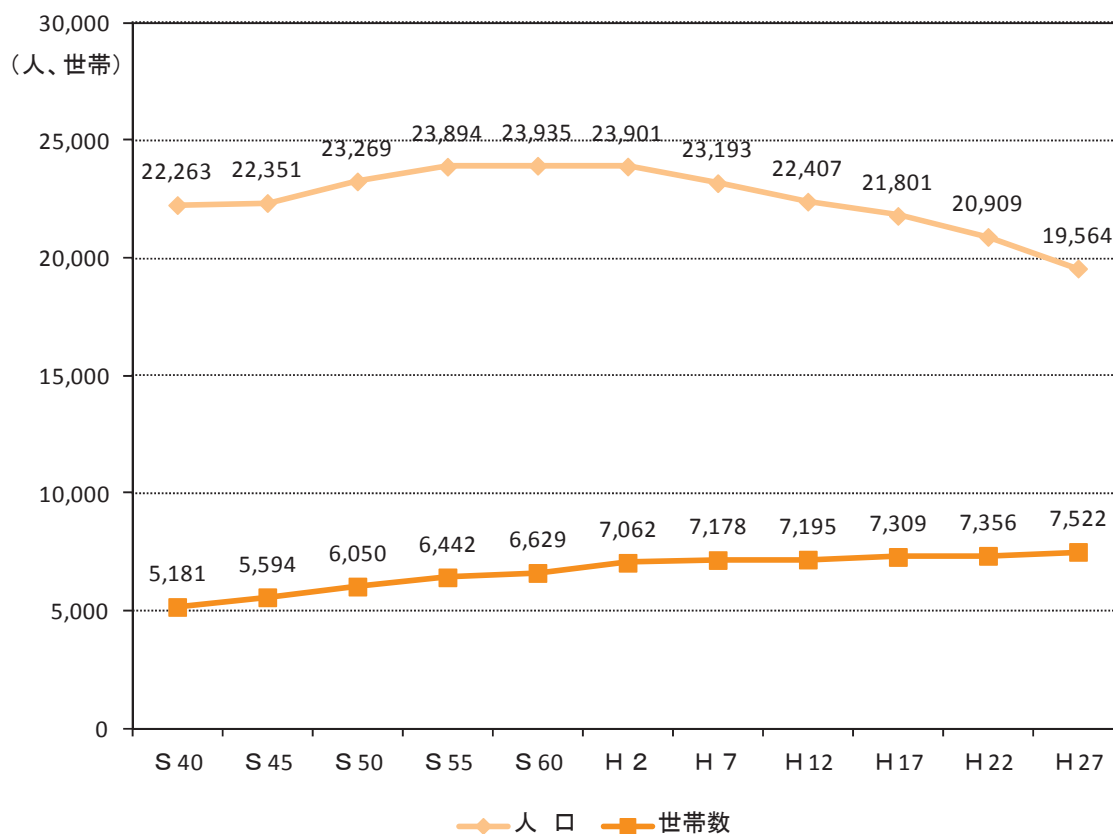
辰野町第五次総合計画後期基本計画を策定するにあたって、予想以上に進展する少子高齢化による人口減少問題、ますます重要となる地域医療・福祉・介護の課題、安心・安全への意識の高まり、価値観の多様化等、近年の社会状況の変化、公共施設の老朽化に伴う維持・管理の課題、地方分権のさらなる進展、国・地方を通じた厳しい財政状況、また、地球温暖化を含む環境の問題等を捉える必要があります。これらは、今後の辰野町の様相を大きく変えていくことが予想されます。

1) 少子高齢化・人口減少

日本では、一年間に生まれてくる子どもの数が、1970年代前半ではおよそ200万人であったものが、近年では110万人にまで減少し、また、国の総人口は、平成17年（2005年）から減少局面となり、今後、総人口は減少していくと考えられています。

町でも、昭和40年（1965年）に22,263人、5,181世帯であった人口、世帯数が、昭和60年（1985年）に23,935人、6,629世帯として人口のピークを迎え、その後、人口は減少に転じ、平成27年（2015年）には19,564人、7,522世帯と20,000人を下回っています。

人口と世帯数の推移

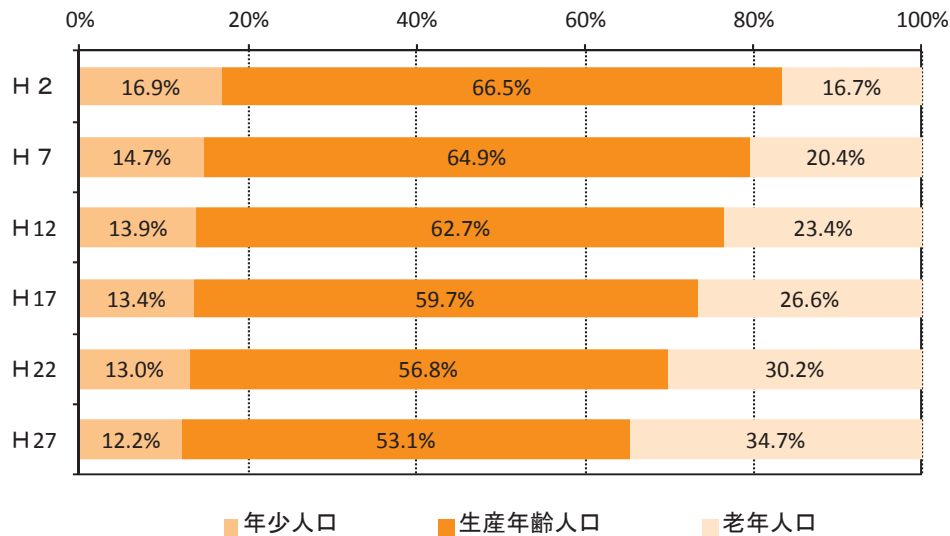


資料：国勢調査、毎月人口異動調査

これと並行して、平均寿命の伸長等により急速に高齢化が進展し、総人口に占める高齢者の割合も高くなっており、この傾向は今後も一定期間続くものと推計されています。



年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査、毎月人口異動調査

さらに、町では、少子化の進展により子どもの数が減少しています。子どもの数が減少することは、地域の活力が衰退するとともに、将来にわたって悪循環となります。

今後、子育てに対する支援や若者の定住促進などに取り組むなど、少子化対策に積極的に取り組む必要があります。また、高齢化への進展に対しても高齢者が安心して暮らせる条件づくりへのさらなる努力が求められています。

2) 地域医療・福祉・介護の需要の増大

町では、辰野病院を新築・移転しました。多くの町民が利用する地域医療の拠点として診療していますが、一部診療科目で医師が不足していることや、非常勤の医師により診療を行っていることから、常勤の医師の確保が課題です。

さらに、両小野診療所は、民間に委譲することで診察を継続することとなりました。川島診療所、第一診療所については、医師の高齢化や診療を受ける患者の減少などの課題があり、そのあり方を検討する必要があります。

近年では、少子高齢化や人口減少に加え、核家族化の進行や一人暮らしの高齢者の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、相互に助け合って暮らすといった「結い」や「絆」等の地域のつながりが希薄になってきています。

また、家庭内暴力、ひきこもり、高齢者や児童への虐待、単身高齢者の孤立等、既存の施策では対応しきれない日常生活における新たな課題について、支援・対策を必要とする人が増えてきています。

町では、ボランティアやNPO、福祉活動を行う地域組織等、「協働のまちづくり指針」にみられるように、町民主体による新たな活動が年々活発になっています。

このような福祉を取り巻く環境が変化するなか、国は社会変動に適應するため「社会福祉基礎構造改革」を進め、平成12年(2000年)に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」として改正しました。この法律では、「住民、関係団体、事業所、行政等が互いに協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。」とされています。このため、町では「辰野町地域福祉計画」を策定し取り組んでいます。

一方、厚生労働省では、平成37年(2025年)を目途に、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援



の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」ように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。今後、辰野病院と保健福祉課、社会福祉協議会等が連携して、地域包括ケアへの取り組み体制の構築と具体的な取り組みを実施する必要があります。

3) 安心・安全への意識の高まり

自然災害、悪質な犯罪、国境を越えた感染症の発生、食の安全性等を背景に、安心・安全に対する関心は高まりをみせています。

平成18年（2006年）7月には、上伊那地方、諏訪地方を中心に多くの土砂災害が発生し、町内でも4名の尊い命が失われました。

さらに、平成23年（2011年）3月11日には、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、津波により多くの尊い人命が奪われました。また、これに起因する、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、日本国民のみならず、世界中の人々を不安に陥れました。

これからは、災害の発生に対して被害を軽減する「減災」の考え方のもと、地域住民の助け合いや適切な備えが必要となっています。

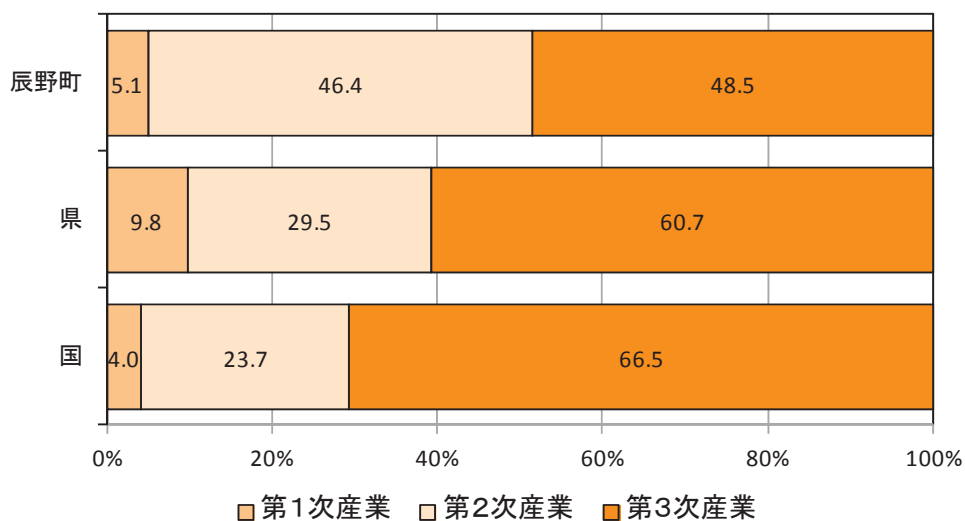
また、防犯対策の充実等安心して安全に暮らすことのできるまちづくりが望まれています。

4) 産業構造

町の産業別就業人口をみると、第3次産業の比率が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業となっています。

県全体や上伊那地域の比率と比較すると、第2次産業の比率が高くなっています。近年の辰野町の国勢調査の結果をみると、第2次産業の就業者数が減少し第3次産業の就業者数が増加しており、平成22年（2010年）にはその人数が逆転しました。このことから、町の産業構造に大きな変化が現れていることが伺えます。

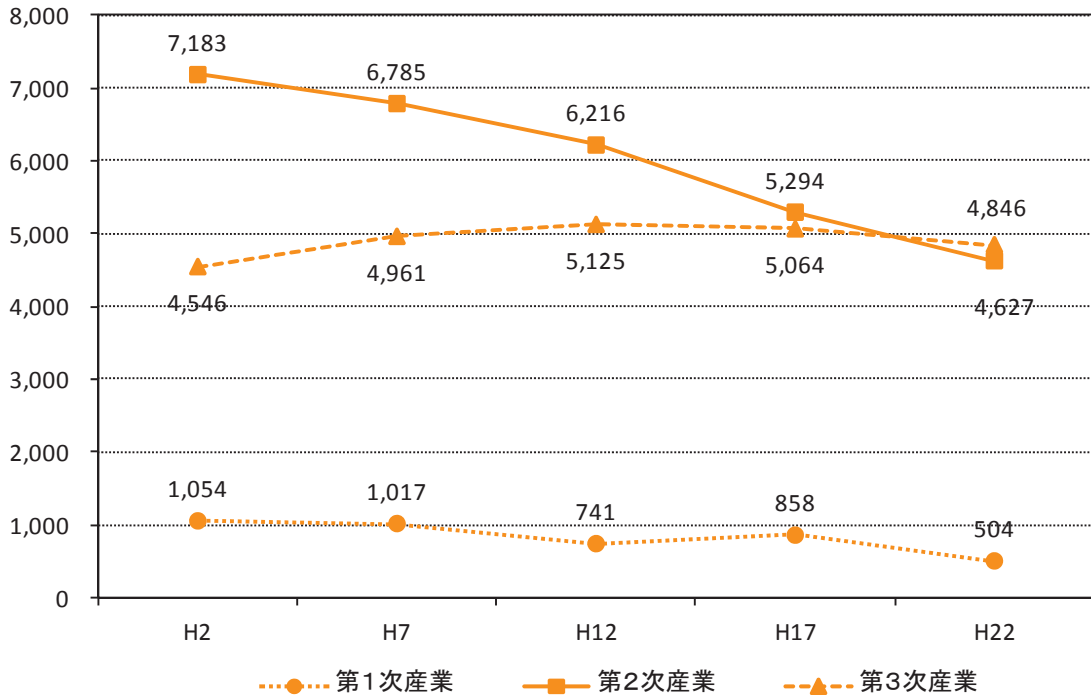
産業別就業者構成比



資料：平成22年国勢調査



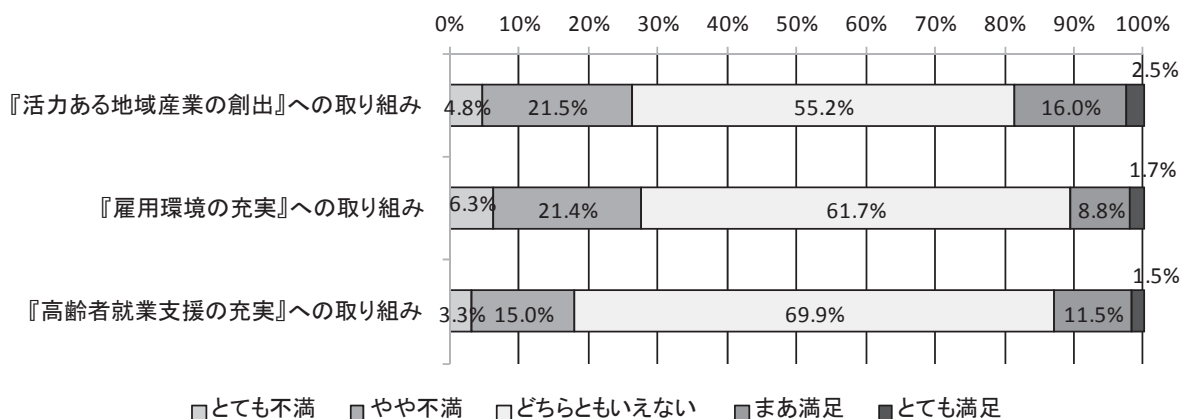
産業別就業者数の推移



資料：各年国勢調査

また、町民アンケート調査からこれまでの町の取り組みに対する評価をみると、有効回答のうち、満足度（「とても満足」と「まあ満足」の和）は全体的に低い値となっており、特に、就業機会の拡大と安定化、就業安定化支援などの『雇用環境の充実』への取り組みの不満足度（「とても不満」と「やや不満」の和）が高くなっています。

産業振興に関わるこれまでの取り組みの満足度（総合計画アンケート調査結果）



5) 適正な公共施設等の維持・管理

町内には、多くの公共的建物をはじめ、町道、橋梁、公園、水路などの公共施設が整備されています。これらの公共施設は、今後、修繕・更新時期を迎えることが明らかですが、その修繕・更新時期が一時期に集中すると、町の財政を圧迫することが予想されます。そこで、既に策定済みの公園長寿命化計画、橋梁長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画等に基づいた管理が必要です。さらに、今後の人口減少を見据え、公共施設の統廃合なども含めた、公共施設等総合管理計画を町民の意見



を聴きながら策定し、人口規模を勘案した適正な施設配置と、財政負担を軽減・平準化した計画的な維持・管理に努める必要があります。

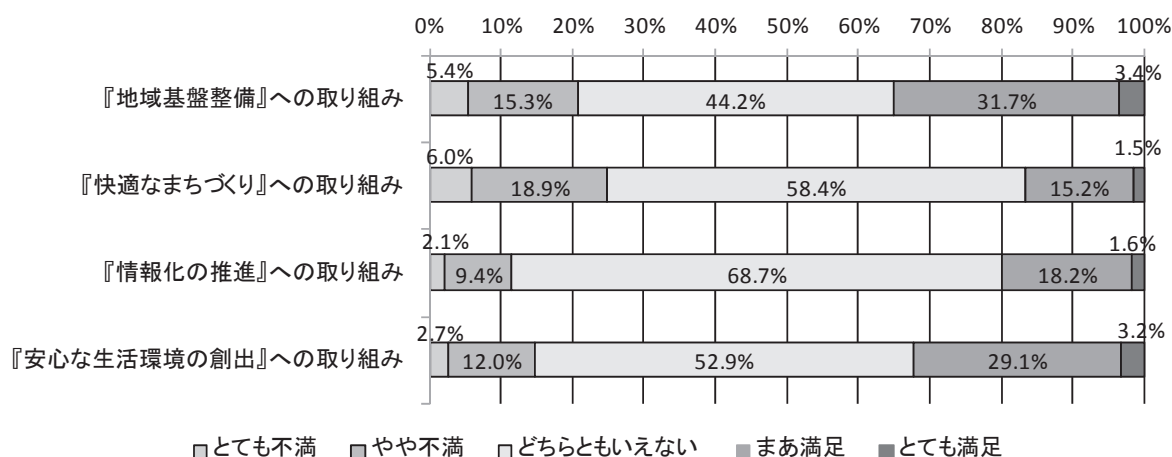
さらに、町内には補修が必要な道路や狭隘な道路があり、これら道路の修繕等について町民からの要望も多くなっています。そこで、道路の維持管理については、計画的かつ重点的に取り組み、安全で、円滑な交通の確保に取り組む必要があります。

町民アンケートでは、都市計画事業の推進、公有地の有効な利用、景観条例等の周知、歩行者の安全確保などの『地域基盤整備』への取り組み、災害危険箇所の周知、防災体制の整備、耐震化の推進、交通安全の推進などの『安心な生活環境の創出』への取り組みについては、満足度がやや高くなっています。また、不満足度が高いものは、公営住宅の計画的な整備、定住人口の増加推進、誘客イベントの充実、環境美化の推進などの『快適なまちづくり』への取り組みとなっています。

このことから、公共施設等の計画的で適正な管理に努めるとともに、特に、道路の維持補修については、町民や地域の意見を聴きながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、人口減少時代に向け、公共施設の統廃合についても併せて検討することが求められています。

地域基盤・居住環境整備に関わるこれまでの取り組みの満足度（総合計画アンケート調査結果）



6) ライフスタイルや価値観の多様化

経済の発展や高齢社会の到来、ライフスタイルの個性化、物の豊かさから心の豊かさを求めて都市から地域へ移住を行い自然のなかで生活をする等、生活の質を求める意識が高まっています。また、社会の要請でもある学び直しへのニーズの高まりや多様化がみられます。

一方、地域や年代を問わずモラルの低下や行き過ぎた個人主義がみられます。町では近隣との交流の希薄化等の問題により地域社会の支え合う力の低下が懸念されています。また、高齢化の進行により地域におけるつながりや連携の維持が難しくなっている地区もあります。

こうしたなか、それぞれが価値観の違いを認め合い、お互いが理解し合える社会の形成が求められるとともに、社会や地域の一員であるという自覚の醸成も求められています。

7) 町民参画・協働の拡大

価値観の多様化、ボランティア精神の高まり等によって、今までは行政が行ってきた事業をはじ



め様々な場面において、個人、地域、ボランティア、事業者（企業）、NPO、各種団体等の様々な団体がこれを担いつつあり、また、その役割も高まっています。

このような様々な活動を再認識し、町民と行政との共通する目標を達成するため、協働でまちづくりを進めることが求められています。また近年新規住宅やアパート、マンション等が増えるなか、自治組織未加入世帯の増加もみられ、地域の連帯意識の希薄化が大きな課題となってきました。

町では、自らが活動を行う指針として「地域計画」を策定しました。地域計画には、各地域が自主的に取り組む内容や、その取り組みに対して行政が行う支援の内容が示されています。

今後、地域を主体とし、地域計画に基づいて多くの町民がまちづくりに参画し、協働できる環境づくりが必要です。

8) 地方分権のさらなる進展

辰野町は、周辺市町村との合併を検討するなか、平成15年（2003年）に合併せず、自立のまちづくりを進めることとなりました。

一方、地方分権一括法（平成12年（2000年））の施行、国の三位一体の改革、地方分権改革推進法の成立（平成18年（2006年））等、町を取り巻く社会環境は大きく変化しました。また、人口急減・超少子高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法（平成26年（2014年））が施行され、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことを基本目標に、様々な施策が展開されようとしています。辰野町でも、辰野町人口ビジョン及び辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、計画的な人口減少対策に取り組んでいます。

今後、地方行政の役割が益々増大することから、地方分権に対応できる行政基盤の強化や職員の資質・モラルの向上、個性ある行政運営等により、町の価値を高めていくことが求められています。

9) 国、地方を通じた厳しい財政状況

近年の我が国の財政は、経済状況を反映した税収の減少や減税の実施等により、国、地方ともに巨額の債務残高を有する等、極めて厳しい状況にあります。さらに、社会保障費の増大等により、国、地方とも一層厳しい財政運営を強いられています。

辰野町では財政の見直しを行い、効率の良い行財政運営を目指してきましたが、様々な要因による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大、公共施設の老朽化による改修費・補修費の増大等、財政状況は極めて厳しい状況が続くと思われます。

そこで、自主財源の安定的確保、経費の削減や事業の選別等に努め、健全な財政運営を目指すことが求められています。

10) 地球温暖化を含む環境問題

地球温暖化の進行は、土地の砂漠化、集中豪雨に代表される地球規模での異常気象、気温上昇、生態系の変化等の影響が懸念されています。

辰野町には多くの自然が残されており、この自然は町民の共有財産であるとともに誇りでもあります。



こうしたなか、地球温暖化の大きな原因としてあげられている化石燃料の消費を削減し、二酸化炭素の発生を抑制することが必要です。辰野町では、公共施設で消費する化石燃料の節減等省エネルギーに努めるとともに、太陽光発電施設を設置し、発電状況の可視化を図ることによって、庁舎を訪れる町民へ、その必要性について啓発を行っています。

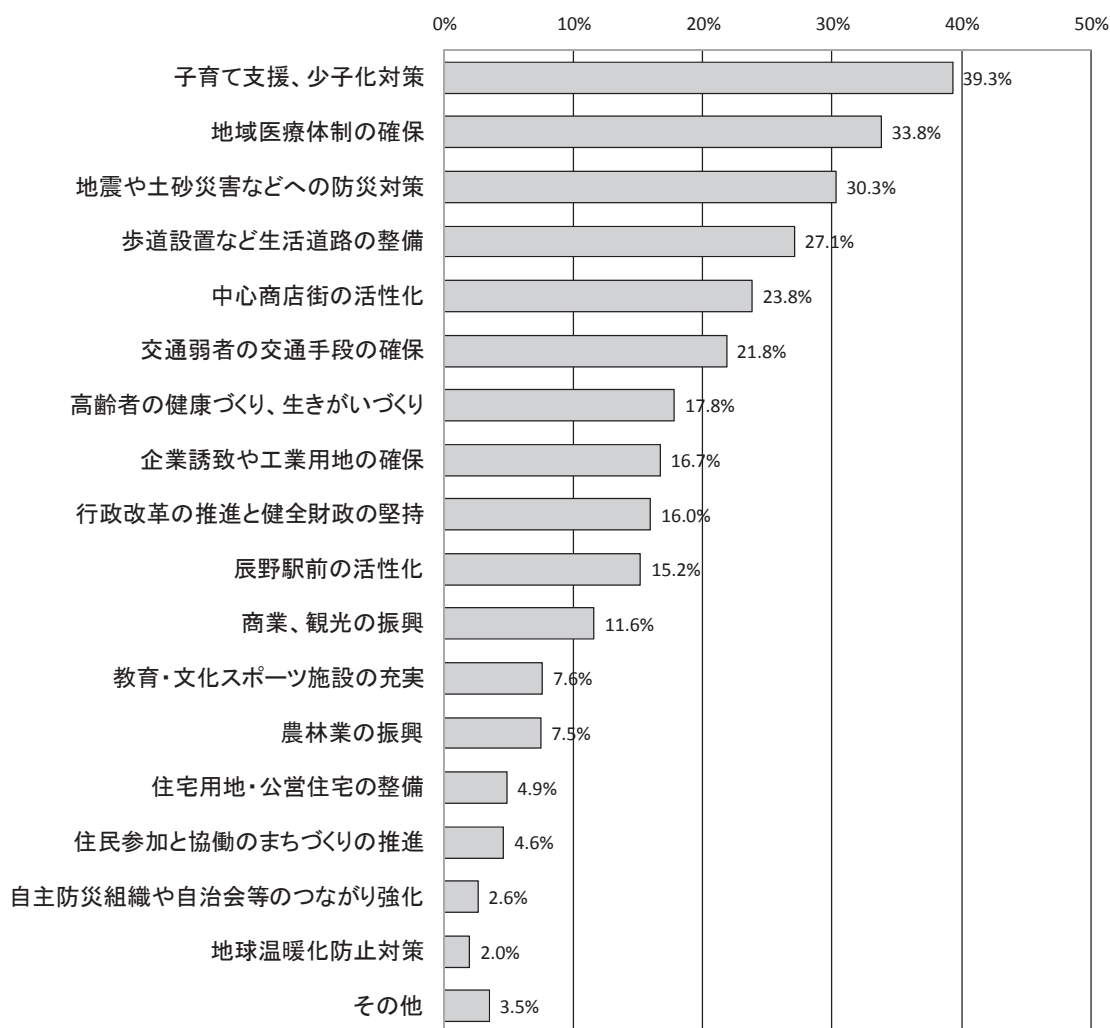
今後、この地球温暖化を含む環境問題について、その現状を町民へ周知するとともに、町民、事業者（企業）、行政がそれぞれ具体的な行動を起こすことによって地球規模の環境の保全を目指し、辰野町の多くの自然を守ることが必要です。

11) 施策の優先度に対する住民要望

アンケートの特に力を入れるべき分野、特に優先すべき分野に対する設問では、「子育て支援、少子化対策」「地域医療体制の確保」「地震や土砂災害などへの防災対策」「歩道設置など生活道路の整備」が多くなっています。

これらは、辰野町が抱える課題であり、早急な対策が求められる項目ですが、その対策には多くの時間を要することから、計画的な取り組みが必要です。

特に力を入れるべき分野、特に優先すべき分野（総合計画アンケート調査結果）



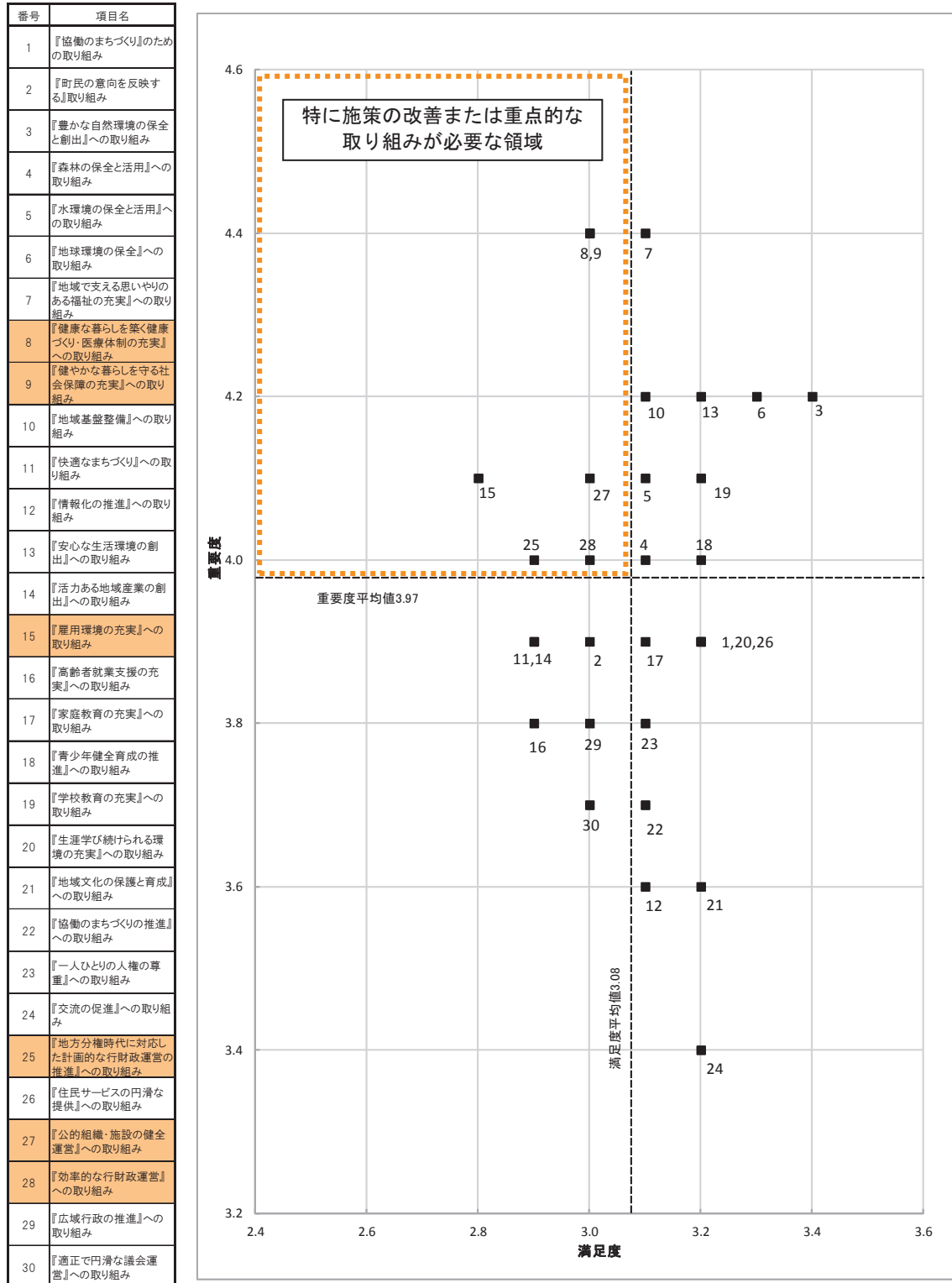


12) 住民意見による施策の改善項目

アンケート調査で確認した、施策の重要度－満足度の相関についてみると、特に施策の改善、または、重点的な取り組みが必要な領域には『健康な暮らしを築く健康づくり・医療体制の充実』への取り組み』『健やかな暮らしを守る社会保障の充実』への取り組み』『雇用環境の充実』への取り組み』『地方分権時代に対応した計画的な行財政運営の推進』への取り組み』『公的組織・施設の健全運営』への取り組み』『効率的な行財政運営』への取り組み』があります。

これらの項目については、施策の見直し等を行う必要があります。

町民アンケート調査による施策の 重要度－満足度 の相関





第2章 辰野町の将来人口目標

町では、平成22年（2010年）までの国勢調査結果を基に、将来人口についてビジョンをまとめました。

その結果、将来の大幅な人口減は避けられない状況です。今後、人口減少に歯止めをかけて人口の定常化を図り、活力ある地域を維持するため、重点プロジェクトなどの施策を展開し、次に掲げる人口動態指標の水準を維持します。

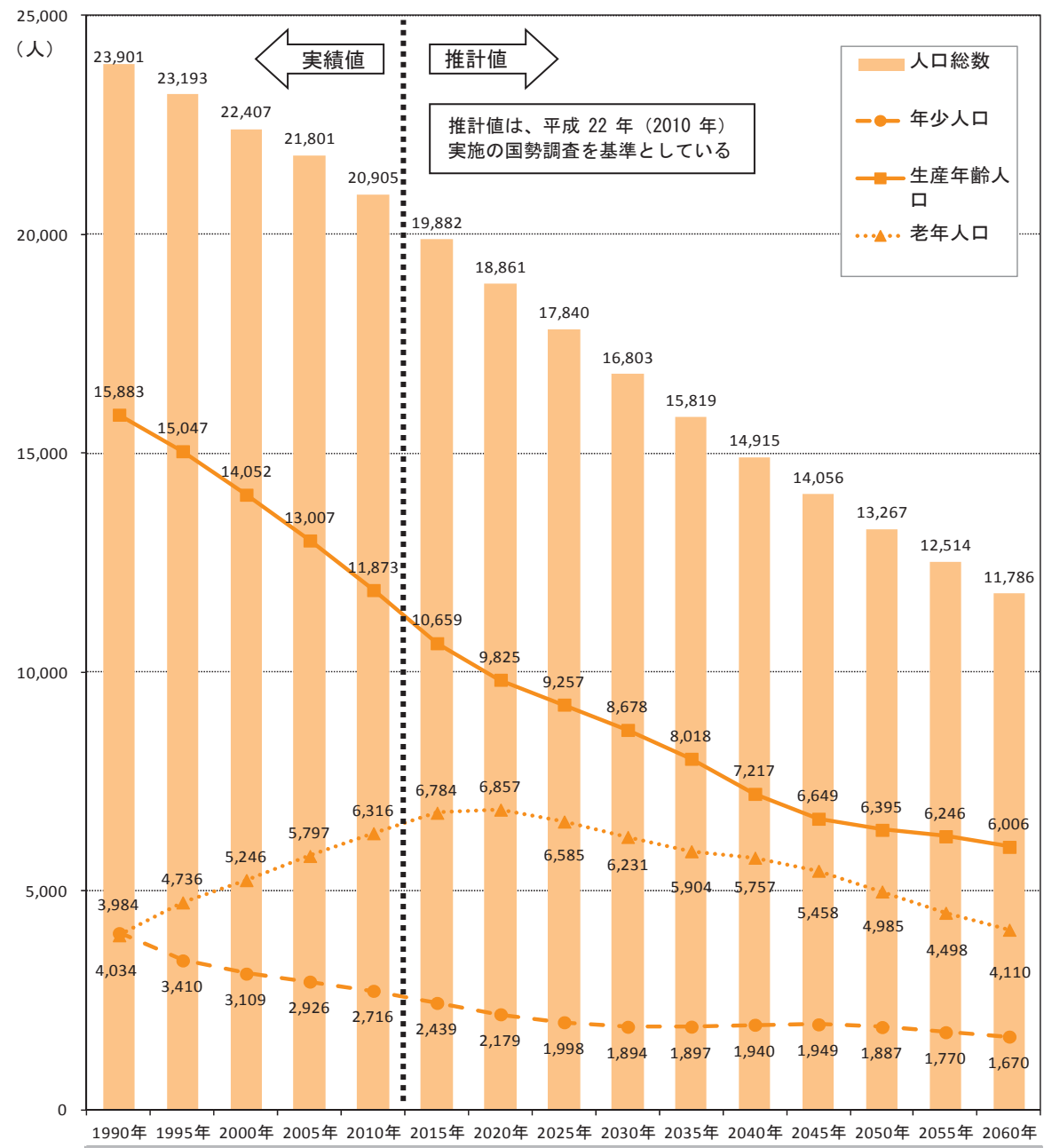
＜人口動態に関する指標の維持水準＞（平成32年（2020年）時点）

- ◎総人口 18,861人
- ◎合計特殊出生率 1.60（平成52年（2040年）までに2.07へ向上）
- ◎子育て世帯の社会増減 転出超過36人（平成37年（2025年）までに転出超過解消）
- ◎64歳以下の人口割合 63.7%（以後、60%以上を維持）

今後、人口対策、子育て支援、高齢者福祉等の様々な施策を展開し、この人口動態に関する指標の維持水準を実現するとともに、人口減少社会においても、町民が安心・安全に、そして、快適に暮らすことのできる社会を実現します。



総人口・年齢3区分別人口の推移（将来展望）



	H 2	H 7	H 12	H 17	H 22	H 27	H 32	H 37	H 42	H 47	H 52	H 57	H 62	H 67	H 72
年少人口割合	16.9%	14.7%	13.9%	13.4%	13.0%	12.3%	11.6%	11.2%	11.3%	12.0%	13.0%	13.9%	14.2%	14.1%	14.2%
生産年齢人口割合	66.5%	64.9%	62.7%	59.7%	56.8%	53.6%	52.1%	51.9%	51.6%	50.7%	48.4%	47.3%	48.2%	49.9%	51.0%
老年人口割合	16.7%	20.4%	23.4%	26.6%	30.2%	34.1%	36.4%	36.9%	37.1%	37.3%	38.6%	38.8%	37.6%	35.9%	34.9%

※平成17年（2005年）までは国勢調査結果であり、人口総数に年齢不詳を含む
 ※平成22年（2010年）の総人口は平成22年（2010年）国勢調査人口をもとに、年齢不詳人口等を調整した数値
 ※平成27年（2015年）以降の推計人口は、平成22年（2010年）の国勢調査結果を基準とした推計値
 ※年少人口は0歳～15歳、生産年齢人口は16歳～64歳、老年人口は65歳以上が対象



第3章 辰野町の将来像

1) 将来像の継承

第三次、第四次及び第五次前期の辰野町総合計画で目標としてきたまちの将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」を継承します。

少子高齢化、人口の減少はますます進展し、地方分権、就業・生活形態の多様化、高度情報化の進展等、町民や町を取り巻く状況はさらに大きく変化していますが、辰野町では引き続きほたるに象徴されるかけがえのない自然環境のなか、一人ひとりが豊かで、潤いのある安全で快適な生活を営める「ひともまちも自然も輝くまち」の実現を目指します。

◇将来像◇

『ひとも まちも 自然も輝く
光と緑と ほたるの町 たつの』

「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」の将来像に向けて、「辰野らしさ」である自然、文化・歴史的環境、風景、社会資本、産業、雇用の場、福祉、人のつながり等の様々な条件が、バランス良く整っている「まち」を目指し、恵まれた自然環境と共生しつつ、町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政がそれぞれの役割を認識し、協働によって取り組んでいます。



ほたる祭り



2) まちづくりの合い言葉

将来像実現のためには、「辰野町に住んでいる町民がずっと住み続けたいと思い、進学や就職で一時的に町外に転居した人もいつかは帰ってきたい、戻ってきたいと考え、さらに、都市部の住民が辰野町に魅力を感じ、辰野町に住んでみたい」と思うようなまちづくりを、みんなで進めていくことが必要です。

このことから、「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」をまちづくりの合い言葉とし、まちづくりを進めていきます。

◇まちづくりの合い言葉◇

『住み続けたい 帰りたい
住んでみたいまち たつの』

◇合い言葉の基本的考え方◇

辰野町を愛する人を大切に、今、住んでいる人や町外に転居した人、辰野町民以外の人も、誰もが住みたくなるまちを、みんなが参加して創ります。

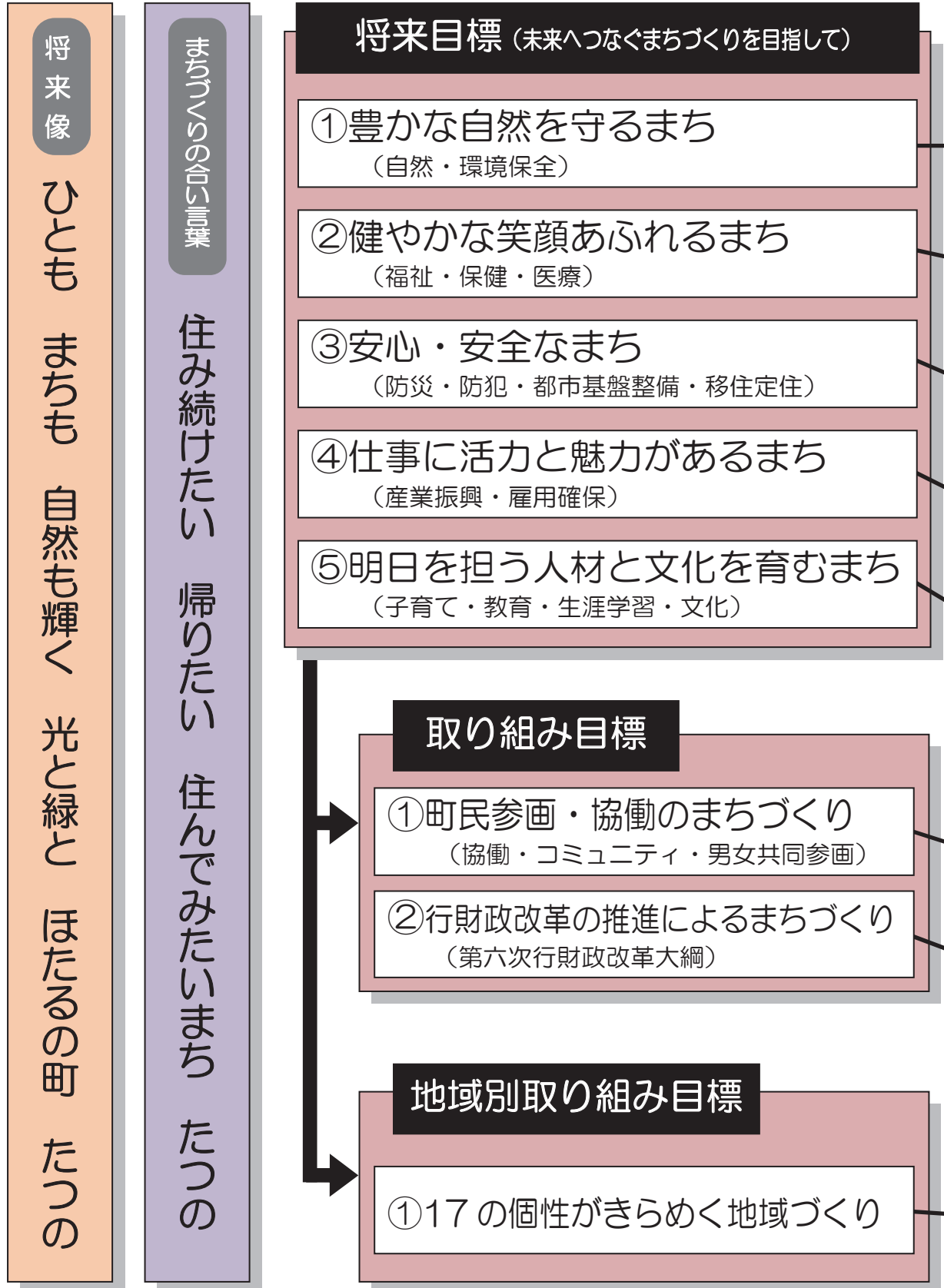


活活ふれあいフェスティバル



第4章 施策の体系

町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政が協働し、5つの将来目標と2つの取り組み目標、地域別取り組み目標によって、町の将来像、まちづくりの合い言葉を実現します。





重点プロジェクト

1 人口減少対策プロジェクト (辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略)
 2 地域医療・福祉・介護対策プロジェクト
 3 道路対策プロジェクト
 4 協働・住民力・地域力活用プロジェクト

重点的な取り組み



行政の支援

1 地域計画 (17区)



将来目標を実現するための政策

将来目標①	豊かな自然を守るまち
将来目標の考え方	
<p>町には、国指定の天然記念物「横川の蛇石」、「小野のシダレグリ自生地」、県の天然記念物に指定されている「松尾峡のほたる（指定名称は「辰野のホタル発生地）」に代表されるように、豊かな自然環境が随所に残されています。</p> <p>この自然環境は、町民共有の財産であり、有効に活用しつつ将来へ受け継いでいくため、豊かな自然環境を守るまちを目指します。</p>	
政策 1	豊かな自然環境の保全と創出
<p>町域の8割以上を占める森林などの多くの緑や天竜川、横川川、小野川をはじめとする各河川、溪流、豊かな水を湛える河川沿いの自然、これらの自然に育まれるホタル、シダレグリ等は町民の憩いと潤いの源であるとともに、農業や観光等の産業を支える基盤でもあります。この自然環境をかけがえのない町民共有の財産として、後世に伝えます。</p> <p>また、この豊かな自然を町の発展のために有効に活用します。</p>	
政策 2	森林の保全と活用
<p>町土の多くを占める森林は、林業が衰退するなかで荒廃が進んでいます。近年、森林の持つ機能が見直されていることから、その整備を推進します。</p>	
政策 3	水環境の保全と活用
<p>町内には多くの河川、溪流があり、豊かな水が流れています。この清らかな水を育む環境を保全し後世に受け継ぐことは、私たちの責務であるとともに、この恵まれた水環境に親しむ等有効に活用します。</p>	
政策 4	地球環境の保全
<p>地球温暖化の防止が世界全体の重要な課題となるなかで、町内の豊かな自然は地球規模の自然環境の一部という認識のもと、環境負荷の少ない循環型社会を構築していくことは、現代を生きる私たちの責務です。そのため、地球環境の保全に向け積極的に取り組みます。</p>	



三級の滝



将来目標②	健やかな笑顔あふれるまち
将来目標の考え方	
<p>町の高齢化率は年々上昇しています。いつまでも健やかで健康な毎日を送ることができるように、日頃から自らの健康を気遣うことが必要です。</p> <p>また、自助・互助・共助の考え方のもと、地域での支え合いや、必要に応じた行政の支援によって、誰もが、いつまでも笑顔で快適に過ごすことのできるまちを目指します。</p>	
政策 1	地域で支える思いやりのある福祉の充実
<p>少子高齢社会、核家族化等が進行するなかで、保健・福祉・医療が連携し全ての町民が安心して豊かな暮らしを築くことはとても重要です。今後さらに高齢化が進むことが見込まれることから、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていただけるように、高齢者の生きがいの創出や自立を支援するとともに、介護サービスを充実します。また、町の発展のために、次世代を担う子どもを安心して育てることができる保育サービスや育児相談体制を充実します。</p> <p>障がい者（児）が、地域でありのままに、自分らしい生活を選択・決定するなかで、社会参加が促進されるような支援の充実を図ります。</p> <p>さらに、ひとり親家庭や生活困窮者への支援の充実を図るとともに、高齢者や障がい者（児）が安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。</p>	
政策 2	健康な暮らしを築く健康づくり・医療体制の充実
<p>全ての年代の町民が、安心して健やかに暮らすことができるように、様々な年代の健康づくりや保健サービスを充実します。</p> <p>また、近隣市町村と連携して疾病予防や地域医療体制を整備します。</p>	
政策 3	健やかな暮らしを守る社会保障の充実
<p>町民が支え合い、助け合えることができるように、医療・介護に関わる社会保障制度を円滑で適切に運営します。</p>	



辰野病院クリスマスコンサート



将来目標③	安心・安全なまち
将来目標の考え方	
<p>平成 18 年（2006 年）7 月に発生した豪雨災害や、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災により、町民の防災に対する意識は高まっています。</p> <p>また、道路整備などの都市基盤の整備を望む声も多くあります。人口減少に対応するために、定住促進や住環境の保全活動なども求められています。</p> <p>このため、誰もが安心して生活できる、災害に強い安全な生活環境を創出するためのまちづくりを目指します。</p>	
政策 1	生命と財産を守る安心・安全な暮らしの創出
<p>平成 18 年（2006 年）7 月の豪雨により、町内各所で土砂災害が発生しました。また、東日本大震災では、町内に直接の被害はなかったものの、物流や通信など、生活に影響を及ぼしました。これらの経験により町民の防災への関心が一層高まったことから、大規模な災害に備えた消防防災体制を充実します。また、町民の交通安全対策、防犯対策、消費者の教育と保護等に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>	
政策 2	地域基盤整備
<p>町域 169.20km²の土地を計画的・効率的に利用した産業や暮らしの基盤整備、国道 153 号、主要地方道伊那辰野停車場線等、町内と近隣の地域とを結ぶ幹線道路については、地域の合意形成を図り整備を推進します。町道については、地域の要望及び道路パトロールを行い、早期の修繕、改修を行います。都市計画道路、町道の整備やまちづくりを推進します。また、計画的な上水道の整備や下水道の普及等を通じて、良好な生活環境を維持します。</p>	
政策 3	快適なまちづくり
<p>山岳・森林・農地・河川・溪流・集落等から形成される辰野町の美しい景観を守り育てるとともに、良好な住宅・宅地の開発を進め、快適なまちづくりを推進します。</p> <p>また、移住定住促進のため受け入れ態勢や情報発信を充実します。</p>	
政策 4	情報化の推進
<p>個人情報保護等必要な安全性を確保したうえで、情報システムやネットワークを活用して、住民サービスを向上し、行政事務を効率化します。</p>	



消防団出初式



<p>将来目標④</p>	<p>仕事に活力と魅力があるまち</p>
<p>将来目標の考え方</p>	
<p>町では、古くはオプト産業を、現在では様々な製造業を中心とした産業が振興しています。しかし、近年は後継者不足や消費者意識の変化などから厳しい経営を迫られています。さらに、定住対策として安定した雇用の創出も必要となっています。さらに、高齢者が持つ技術などの継承も課題となっています。</p> <p>そこで、若者から高齢者までが仕事に誇りを持つことができ、活力と魅力あふれるまちを目指します。</p>	
<p>政策1</p>	<p>活力ある地域産業の創出</p>
<p>辰野町の全ての産業で、後継者不足や購買力の町外流出等の諸問題を解決するため、今まで蓄積してきたノウハウや新たな視点を取り入れ、社会で多様化するニーズや消費者意識の変化に対応した、持続可能な産業の発展を支援します。また、豊かな自然環境や多くの地域資源を活かして新たな産業の創出を支援します。</p>	
<p>政策2</p>	<p>雇用環境の充実</p>
<p>町が発展するためには、町民が安心して働けるまちづくりが必要であり、関係機関との連携や企業誘致による就業機会の拡大や安定化、雇用・就労環境の向上を支援します。</p>	



実践型インターンシップ激励会



将来目標⑤	明日を担う人材と文化を育むまち
将来目標の考え方	
<p>まちの将来を担う人材の育成は、人口減少対策からも重要な項目です。そのためには、多様化する子育て世代の希望をできる限りかなえることが重要です。さらに、家庭、地域、学校が協力して子育てすることは、健全な次世代を育成するために必要です。</p> <p>さらに、学びの場を提供し、生涯学び続けることで、個人の個性と能力を伸ばし、地域へ還元することを目指します。</p> <p>また、地域に残された伝統文化や文化遺産を保護育成するとともに、次世代へ継承することを目指します。</p>	
政策 1	総合的な子育て支援対策の推進
<p>人口減少の要因のひとつは、子どもの数の減少です。子どもを安心して産み、育てることのできる社会の構築が急務であり、その実現を目指します。</p> <p>家庭・学校・地域が連携して、まちづくりを支える人材を育て見守ることが重要です。そのために、人間の基本的な資質や能力の育成の場である家庭での教育力を高めます。</p> <p>健康な体は、健全な食によって形成されます。学校、家庭などで食育への取り組みにより、健全な食生活の実現を目指します。</p> <p>青少年が健全に育つためには、地域ぐるみで取り組むことが重要です。そのため、関係機関と連携して、啓発活動やイベント、講演会、学習会等を開催します。</p>	
政策 2	青少年健全育成活動の推進
<p>青少年が健全に育つように、地域ぐるみで取り組むことが重要です。そのため、関係機関と連携して、啓発活動やイベント、講演会、学習会等を開催します。</p>	
政策 3	学校教育の充実
<p>次世代を担う一人ひとりの子どもが、それぞれの個性や生きる力、関心等を育み、将来、社会のなかで役割を担うことができる大人として成長できるように、小中学校での教育支援内容や施設を充実します。また、地域と連携して、辰野の子どもを地域全体で育てられる体制をつくります。</p> <p>さらに、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が制定されたことから、いじめを未然に防止するためにさらなる取り組みを行います。</p>	
政策 4	生涯学び続けられる環境の充実
<p>誰もが、生涯を通じて自分に適したものの学びを深める生涯学習（社会教育）は、学び合いの精神に基づいて、個性と能力を伸ばし、その成果を地域社会に還元していくこととなります。また、障がい者（児）を含む全ての町民が健康で魅力あふれる生活を続けていくために、多様なニーズに応じたスポーツ・レクリエーション環境の整備が必要です。</p> <p>このことから、町民の生涯学習（社会教育）、生涯スポーツに関わる機会の確保や情報提供、必要となる施設を充実します。</p>	
政策 5	地域文化の保護と育成
<p>歴史のなかで培われ、伝承されてきた様々な伝統文化や生活文化、文化遺産を、町民共有の財産として次世代に継承するために、施設の整備や活動を支援します。</p>	



取り組み目標を実現するための政策

取り組み目標①	町民参画・協働のまちづくり
取り組み目標の考え方	
<p>まちづくりを円滑に進めるためには、町民の協力が必要不可欠です。町では、「協働のまちづくり指針」を作成し、町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政それぞれの強みを活かし合える協働の仕組みづくりを進めてきました。今後は、厳しい財政状況のなか、それぞれの役割を認識したまちづくりを促します。</p> <p>さらに、誰もが人として尊重されながら日々を送ることは、社会の基本としてとても重要なことです。そこで、個人の置かれた立場や性差による差別のない社会の構築を目指します。</p> <p>また、多くの交流は、町や地域にとってとても重要です。地域間交流や国際交流などに積極的に取り組みます。</p>	
政策 1	協働のまちづくりの推進
<p>全ての町民が主体的に参画できる協働・自立のまちづくりを目指し、そのための仕組みづくりを進め、参加の機会を拡大します。</p> <p>さらに、町民の地域活動への参加を促進することを目的とした、まちづくり基本条例（仮称）の制定について取り組みます。</p> <p>また、広聴・広報活動を充実し、行政やまちづくりの情報を積極的に提供し、町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政それぞれの強みを活かし合える協働の仕組みづくりを進めます。</p>	
政策 2	一人ひとりの人権の尊重
<p>一人ひとりの人権が尊重され、誰もが平等に社会参加の機会を得られる活力ある辰野町を実現します。</p>	
政策 3	交流の促進
<p>地域の活性化や近年のグローバル社会に対応できる国際感覚を持った人材を育成し、地域間交流や国際交流、地域に住む外国人との交流、世代間の交流等を促進します。</p>	



協働のまちづくりをすすめるボランティア懇談会



取り組み目標②	行財政改革の推進によるまちづくり
取り組み目標の考え方	
<p>これからの行財政運営には、これまでの行財政改革の取り組みとその成果を踏まえつつ、さらに急速に進展する少子高齢化・人口減少社会の到来に向けたまちづくりや予想される税収の減収など、今までの財政規模を今後も同じように維持していくことは厳しいという状況を行政と町民が共通認識したうえで、新たな課題・様々な状況の変化への対応が求められます。これまでの、滞りなく実行できればそれでよしといった運営的な視点から、何のためにそれをやるのかといったビジョンや、もたらす成果を重視した経営的視点へ転換を図ります。また、町の将来像や5つの将来目標の実現に向けた様々な取り組みを計画的に実施するとともに、周辺市町村との連携を強化し、より効果的・効率的な行政経営を推進します。</p> <p>今回、この取り組み目標②を「辰野町第六次行財政改革大綱」として位置づけ、第五次総合計画後期基本計画の計画期間と同じ5年間（平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度））を大綱の取り組み期間とします。</p> <p>行財政改革を推進するため、取り組みごとに年度別目標を明示した「辰野町第六次行財政改革大綱推進プログラム」を別に定め、これにより毎年度見直しを行い、進捗管理を行っていきます。</p>	
政策1	新たな課題・変化への対応
<p>新たな行政課題や多様化する行政需要に即座に対応できる組織体制、また対応能力を備えた職員の育成を目指します。また、利用状況の変化や昭和後期、平成初期の時代に建設された公共施設等の老朽化による修繕費の増加等、これからの人口減少時代に対応できる公共施設等の管理のあり方の模索や、過去の大綱においても重視してきた「協働のまちづくり」の推進を図りながら、行政と町民が双方向に関わることによるまちづくりと、住民力・地域力を活かした行政経営を推進します。</p>	
政策2	経営的視点による行財政運営
<p>ひと、かね、もの、情報といった経営資源を、どこに集中させ配分していくかを選択し、目標達成のためにもっとも適した案を策定し選択できる行政、経営的視点による行財政運営が求められています。「最小のコストで最大の効果」という基本原則にのっとり、職員一人ひとりがサービス精神、コスト意識などの経営感覚を持つとともに、組織としての行政の簡素化、効率化、成果重視など計画的な行財政運営の推進を図ります。</p>	
政策3	広域行政の推進
<p>伊那方面、岡谷・諏訪方面、松本・塩尻方面と三方向に接する地の利を活かし、広域的な視点でまちづくりを進める必要があるなかで、周辺市町村との連携は欠かせません。また、人口減少問題やリニア中央新幹線の開通を見据えたまちづくりなど、広域で対応しなければならない課題も増えてきています。</p> <p>今後も連携を強化するなかで、広域的課題に円滑な対応を図ります。</p>	